

<2006年委員会議事録②>4月5日農林水産委員会

～農村振興、食料自給についての法案審議

品目横断的経営安定対策の問題点（政府案、対中川大臣）と直接支払い制度の優位性（民主党案、対山田 NC 大臣）

164-衆-農林水産委員会-7号 平成18年04月05日

○荒井委員 民主党の荒井聰でございます。農水委員会では二度目の質問をさせていただきます。

先ほどから聞いておりまして、武蔵野市選出の菅国会議員が、まるで農本主義のような、農業、農村政策について情熱を込めてしゃべっているというのは私にとっては隔世の感がある。このところ、農業政策というのは、マイナーな政策と言うと怒られてしまいますけれども、BSEですとかそういう食の安全の対策については大きな関心と呼んでいるんですけども、農業政策そのものについて大きな国民的な関心を本当に呼んでいるのかどうか大変危惧をしていたところなんですけれども、二〇〇三年に菅さんが民主党の代表になりまして、農業政策を民主党の大きな政策の一つとして打ち上げていった、それを契機にして、各政党が極めて大胆なというか、あるいは今までの農政の流れからは少し違う方向の農政の展開を試み出したなという印象を持っております。

そこで、先ほど菅議員から、日本の農村についての考え方、子育てだとかあるいは歴史だとか文化だとか、そういうものに言及しつつ、農村についての彼なりの考え方があったと思うんですけれども、このところは、農林大臣、いかがでしょうか。政策の基本スタートとして農村をどうとらえるのかというのはかなり大事なことなんだろうと思うんですけれども、その点、いかがでしょうか。

○中川国務大臣 そこは全く荒井委員の御指摘のとおりでございます。今食育というのをやっておりますが、別にこれは子供に限りませんが、特に子供の場合、味覚あるいは好みが本当に小学校の段階で決まってしまうという中で、やはり生き物、本物というものを体験しておく、そして体験し続けるということが大事であるというふうに理解しております。

したがって、先ほどから多面的機能をいろいろ質疑いただいておりますけれども、その中で、全国津々浦々それぞれに自然があり、そしてまたそれに基づく文化、伝統、あるいはまた農山漁村地域があるわけでございますから、そこからつくられるものが、全国の消費者にできれば感謝して食べていただきたい、またつくる方も喜んで食べていただくことに喜びを感じていただきたいというだけではなくて、そういう空間同士、人同士、文化等の、あるいは自然等の交流というものがやはり必要であり、それぞれの地域を知って、そして国を知って、世界を知って、これから特に子供たちが健全にすくすくと育てていた

だきたいというふうに思いますので、全くおっしゃるとおりだと思います。

○荒井委員 農業政策の難しさというのは、単に経済政策だけではない側面を、先ほど筒井さんが多面的側面、多面的効能というような話を盛んにされておりましたがけれども、あるいは社会的な側面でありますとか、あるいは文化とか、あるいは歴史とか、そういう側面をあわせ持っているわけで、それらを国民にしっかりと理解してもらえないと、本当の意味の農業政策、農村政策にならない。その理解のさせ方が、まだまだ農林省は少し甘かったんじゃないのかなという感じを私は持っています。

ところで、農業政策の中で、食料を提供していくわけですから、食料の自給率というのはとても大事な側面であります。これは、国としての安全保障の基本だと思うんですね。どこの国でも、安全保障を考えるとときに食料とエネルギーというのは基本ですよ。我が国は、これはどっちも物すごく低いわけで、その意味で、日本の安全保障というものは、単なる防衛庁を防衛省に上げるとかそういうような話ではなくて、食料をどういうふうに確保していくのか、自給率を高めるのか、エネルギーの自給率を高めるのか、そういう側面をもっと安全保障の面で議論するべきだと思うんです。

そこで、食料自給率というのは主要先進国の中で最低の水準になっているわけですがけれども、この食料自給率を向上するということは、先ほど言いましたように、我が国の安全保障という側面からも国民的な課題だと思うんですね。平成十二年に策定された食料・農業・農村基本計画では、カロリーベースでの食料自給率を平成二十二年度までに四五%まで向上させるという目標を掲げているわけですがけれども、しかし、現時点でも自給率というのは四〇%でございまして、全然施策の効果があらわれていないというのが現状なんだと思うんです。

この食料自給率を上げるために、政府は一丸となって抜本的な対策を講じなければならないと思うんですがけれども、この点について大臣はいかがお考えですか。また、同じ質問を民主党に対して。民主党は、この自給率を上げるためにどのような具体的な政策を講じようとされているのか、それぞれ御説明願えますか。

○中川国務大臣 今、荒井委員御指摘のとおり、基本計画で四〇%を四五%にしようということではありますが、丸めて何とか現状維持という状況、しかも、穀物自給率が三〇%を切っている。他方、自給率というものあるいは自給力というものをどういうふうに考えるかということも、ある意味では議論を深める必要があるのかなとも思うわけがあります。

農林省が試算した、もうぎりぎり国内で食生活を維持していくためには米と芋を中心に三日に一遍魚を食べるとか、これで一億二千六百万人が何とかやっつけていけるという試算もありますけれども、そのときに、今委員御指摘のように、では、温めるためのエネルギーをどこから持ってくるんだとか、電気はどうするんだとか、そういう問題を総合的に考えますと、日本は極めて脆弱であるわけがあります。つい四十年ほど前は自給率が七〇%あ

ったとか、あるいは諸外国の方はむしろ逆にふやしているとか、そういう観点を考えたときに、まさに国家の基本が食料とエネルギーであるというふうに考えます。

ただ、先ほども申し上げましたが、米だけつくれば一千三百万トンも四百万トンもできちゃうけれども、食べないわけでございますから、消費者に好まれるようなもの、つまり、そこは当然、安全、安心、顔の見える、あるいはまた情報がよくわかるという意味で、国産志向という国民の志向は高まってきているんだろうと思いますし、将来に対する不安という観点からも、消費者に理解をいただけるような品質、価格、安全性あるいは表示等々をさらに努力していけば、先ほどの農林省は努力が足りないという御指摘は、私は謙虚に受けとめたいというふうに思っております。

そういう意味で、消費者あつての生産サイド、また国産の生産サイドあつての国民の真の意味の安全、安心、健康、喜びという観点から、やはり、消費者と手を携えて、また、先ほど筒井委員からも何回も御指摘がありました、国民に対する理解をしていただくための努力といったものも含めて、今は、とりあえずは、ここ数カ月は少なくとも、あるいは数年は少なくとも欲しいものは世界じゅうから買えるという状況でありますけれども、食料とエネルギーはもう常に持続的に、安定的に供給をしなければなりませんので、供給サイドだけの一方向的な増産努力ではなくて、消費者、国民の理解を得ながらみんなで努力していく。その中には、特に子供たちの理解、農山漁村に対する理解、国産食料品等に対する理解を啓蒙、教育することも大事なポイントだろうというふうに思っております。

○篠原議員 我々の法案は、一言で言いますと、直接支払いの導入により食料自給率を高め、農業、農村全体を活性化するというふうに言えるんじゃないかと思えます。

食料の安全保障でございますけれども、長らくというか、国際交渉では一番の眼目でした。外国から、ミスター・オンリーワン、ミスター・フードセキュリティー。もうフードセキュリティーという言葉がOECDの閣僚理事会の文言に入っている、サミットの文言に入っている、それさえ入れば満足すると。

今、二田筆頭理事はおられませんけれども、一九九〇年のウルグアイ・ラウンドのさなかですけれども、ブリュッセルに参りまして、ほとんど寝ずに交渉しなくちゃならなかった。まだ初々しい議員のころですけれども、一緒に参りました。今は筆頭理事で貫禄十分でございますけれども。

そのころは、本当にフードセキュリティーという言葉、食料安全保障が絶対大事なんだ、だから米は別なんだということをずっと言ってまいりました。しかし、つらつら考えてみますと、国際交渉の場でそれだけ言っているんですが、一体、国内政策としてそれをどの程度具現化したかというのは、大臣が今直前にお答えになりましたとおり、少々サボっていた面というか、あるのではないかという気がします。経営対策とかいうのには力を注ぎましたけれども。

それで、我々は考えました。やはり食料自給率を高めなければいけない。なぜかとい

ますと、総理府の世論調査、ずっと繰り返して毎年同じことを聞いてきていますが、なるべく国内で生産すべきだという答えが多くなってきているわけです。荒井委員御指摘のとおり、食の安全問題について国民の関心が高まってきた、それと符合するわけですね。どうも、外国はいかがわしいつくり方をしているんじゃないか、日本と違う安全基準があるんだと。BSEが典型的だろうと思います。それから、中国野菜の残留農薬の問題等があって、やはり国内できちんとつくってもらいたいという声がある。我々は、その声を感じ取って、直接支払いの導入というのも国民の理解が得られるのではないかというふうに考えました。

それで、自給率、なかなか向上しておりません。カロリー自給率でいいますと、情けないんですが、スウェーデンとかスイス、スウェーデン八七%、スイス五四%、イタリア七一%、フランスは当然一〇〇%を超えていますけれども、それらと比べても日本が断ペケというか、下なわけですね。やはりどこか抜けているんじゃないか。しかし、過去を見たら、二十年前、三十年前はそれなりの自給率を保ってきていたわけです。

ですから、生産サイドを考えた場合、それなりの生産の能力がある、潜在能力はあるんだ。では、一体、どの程度の生産能力があるのかということ調べてみました。そうすると、麦類全体で四百十万吨もつくっていた。先ほど申し上げましたけれども、菜種も二十六万ヘクタールで三十二万吨もつくっていたというのがあるわけですね。

ですから、そういったものを復活させたら一体どうなるか。そうすると、我々が直接支払いの対象としている主要な作物、米以外の五品目を検討したわけですが、その過去の最大生産量を復活したならばというのを計算していくと大体五〇ぐらいいける、とりあえずそれに向けて頑張ってみようということですね。

これは、ほかの国でみんなやっていることなわけです。例えばEUですけれども、自給率がうんと下がったわけです。ですから、四十年ぐらい前になりますけれども、もう油糧種子はアメリカから全部輸入しようということで、そして断を下して関税をゼロにしたら、一九八〇年ごろですけれども、小麦の収量が十アール当たり二百五十キロぐらいだったのが、いきなりというか、一年でぱっと上がったわけじゃないですけれども、五百キログラムになった。そうすると、収量が倍になりますから面積は半分で済む。それで、輸出補助金をつけて小麦を輸出せざるを得ない。あるいは、一たん関税をゼロにした油糧種子をEUでつくらなければならないという意味で、ヒマワリ、菜種の増産が始まったわけです。そして、アメリカとEUで油糧種子問題の交渉が盛んに行われるようになったわけです。

ですから、先例があるわけですね。日本も、それなりにお金を出し、いい品種を開発して自給率を高めようと思ったらできるということで、それを我々の法律の中にぎっちり埋め込みました。

○荒井委員 そうなんですね。今までの農政の流れからずっといくのならば、抜本的な自給率向上というのは一%、二%さえも難しいんだと思うんです。やはりどこかで抜本的な

大きな転換というのが必要なんではないかと。それをやっても、この一兆円の直接支払いという制度を導入しても、五%ぐらい上げられるかどうか、そういうお話だったわけですが、けれども。

私は、どこかで大胆な農政の転換というものをしなければ、食料の自給率というのは上がっていかないんだというふうに思うんですね。食料自給率を上げるために、さまざまな国民的理解のある政策を展開することが必要なんで、それは、農林大臣にしかるべき人が座っているとき、それが私は物すごく大事なポイントだと思うんです。国民に対するアピール力のある方、私は、ぜひ中川農林大臣にその役割をしていただきたいというふうに思います。

さて、今度の品目横断安定対策についてなんですけれども、政府案については、今回、導入することとしている品目横断的経営安定対策は、その対象者を、認定農業者と一定の要件を満たす集落営農ということに規制をさせていただきます。

しかしながら、担い手の経営規模の拡大が余り進んでいないということからもわかるように、これまで講じてきたこの種の対象を絞っていくという政策は、私は、ことごとく失敗してきたと言っても過言ではないと思うんですね。品目横断的経営安定対策は、一部の担い手を対象に絞るのではなくて、すべての販売農家を対象とするという考え方の方が、私は、最終的には成功するのではないかとこのように思うんです。

私は農村政策、農業政策をずっとやってきたんですけれども、もう三十年以上前から、財政当局と議論をするとき、財政当局の農業に対する考え方というのは、対象農家、補助金の対象でもあるいは施策の対象でもいいんですけれども、対象農家をいかに限定するか、絞るか、そういう一点に絞られてきたかと思うんですが、結果的には、それはことごとく失敗してきたんです。

なぜなのかというと、農業というのは、そういう一部の農家だけで支えられている、担われているというものではないんですね。そこに農村という、農業活動、生産活動を展開する場というものが、一部の農家だけで展開しているのではなくて、さまざまな農家、それは、小さな農家もありますし、あるいは大きな農家もあるし、兼業農家もあるしという人たちが調和がとれているのが農村という場なんですね。

そういう観点を、農業政策を展開、特に財政面から見ていく、あるいは経済政策優遇の面から見ていく人たちは、どうしてもその部分を見落としがちになっちゃう、あるいはそれを考慮に入れなくなっちゃうんですね。そういう意味で、私は、この販売農家、一定の対象農家を絞っていくという考え方については、非常に心配な点というか、大丈夫なのかなという点を持っているんですけれども、大臣、ここはいかがでしょうか。

○中川国務大臣 確かに農村という一つの集落といたしまししょうか、水管理の面でも、また圃場整備の面でも、みんなでやっていくことがどうしても大事でございますから、そこにはいろいろな農家がいらっしやると思いますし、また、農村地域も、荒井委員や私の北海

道から都市近郊、あるいは中山間、いろいろな農業形態があるわけでございます。

そういう中で、先ほどから自給率の話、あるいはまた消費者、国民に好まれるような国内農業生産をしていこうという観点が一方にあるわけでありましてけれども、これからこれをどういうふうに関連づけていくかというときに、朝から二田委員からも御指摘がありました。ただ規模だけで切るわけではないということは、もう荒井委員も御理解いただいているというふうに思います。

一時期、プロ農家の育成なんという言葉もございましたけれども、とにかく、一言で言えば、農業には、産業面とその他の非経済的といいましょうか、多面的といいましょうか、そういう面と、あえて二つに分けますと、経済的な合理性といいましょうか、つまり、収益を上げる、もうかる農業をやってもら、そのためには売れるものをつくってもらように努力してもらという観点から、そこにはいわゆるやる気と能力というものが前提にあって、しかも、もちろん規模の要件もありますけれども、規模以外の要件、みんなで集団でやっていきたいと思います。そのときに、集落営農を一定要件でやる場合には、その中には、高齢者の方で後継者のいない方もいらっしゃるし、若い人たちもいらっしゃるわけですから、そこはおのずから集団の中で役割分担をして、総合的に担い手として該当される集落の集団がみんなで頑張っていくということによって、面的な面で、これからぜひいい農業経営、そしてその前提となる農業生産をやっていただくということです。

決して、地域全体を対象にしないとか、あるいは規模で対象にしないということではなくて、どうぞ、この担い手、つまり認定農家を前提とする担い手に参加をしてください、個人でできないのであれば集団で参加をしてくださいということです。三割とか五割とか、さっき申し上げましたのは、あくまでもスタートあるいは予想でございます。御承知のように、我々の北海道では、そういう認定農家は当初の予想よりも多く参加をしているところもあるわけでございます。

そういう意味で、今まで確かに認定農家のメリットというものが余り理解されていなかった、あるいはメリットがなかったということでございますけれども、いよいよこれからはやる気と能力で結果を出す努力をすれば、こういう新しい画期的な制度の対象になるぞということも含めて、スタートに向けて大いに参加をしていただくように我々も努力をしなければいけませんし、また、これは荒井委員初め当委員会の委員の皆様方にも、ぜひともそれぞれの地域で御協力をいただきながら、先ほど申し上げたように、予想よりももっと事業体が多くなった、対象面積が多くなった、その結果、いい農業生産、農業地域ができるようになったという逆の意味の意外な結果が出れば、荒井委員とともに喜びを分かち合いたいというふうに思っているところでございます。

○荒井委員 政策を打つ場合に、今回もそうですけれども、集落を単位としてという一種の逃げ道といえますか、あるいはそういう例外みたいなものもつくっているんですね。ここにこの政策の矛盾点があつて、認定農家という経済的に自立する農家に対して政策を集

中するという経済政策の側面と、それだけでは全部カバーできないし、あるいはうまくいかないということは皆さん方も知っているんですね。知っているから、集落を単位として契約をしていく云々という部分をつくって、全体として整合性を保とうとしているのだと思うんです。

しかし、これは、農村とかあるいはそういう地域というものに着目した政策、それと経済政策、本来別々のものを一緒くたにした考え方で整理をしようとしているんです。私は、ここに政策の矛盾があり、また失敗する遠因があると思っているんです。篠原さん、ここはいかがでしょうか。

○篠原議員 荒井委員の御指摘のとおりの方がいいかと思いますが。私は、担い手に重点を絞った政策もあっていいと思います。あっていいんですが、今までの実績から見ますと、今大臣、一番最近ではプロ農家というふうにおっしゃいました。その前に、中核的農家、自立経営農家、いっぱい美辞麗句が並びました。それで、それを育成しようとしたけれども、なかなか育成できなかった。

見てみますと、どういうところに後継者、担い手農家が育っているかという、これは皆さんすぐおわかりいただけだと思います。花の農家とか、野菜の農家とか、果樹の農家が育っている。なぜそういうふうにいるかという、花とか野菜とか果樹は小さな面積でもそれなりにやっていけるからです。ですから、農業全体、その作物にかかわる感じがうまくいっていると自然と後継者も育つということ。ですから、我々は、担い手というか、ピンポイントで人を絞るんじゃなくて、農業、農村全体の活性化を図ることによって、その中から立派な担い手が育つ、そういう形の方が自然じゃないかと思っております。

そういう点では、荒井委員の御指摘のとおり、農業、農村全体のことを考えたら、やはり全体の底上げというのが大事だ。例えば、担い手ということで、現場に入っていきますと、立派な専業農家がある、ではその息子さんはそれを全部引き継ぐかということそうじゃなくなるわけです。小さな兼業農家の息子さんがいて農業をやりたいということで、それが育っていく。

もっと歴史的に見ますと、東北の山村で三百年、四百年、一体、経営耕地規模はどうだったかというのを全部調べてみたんです。そうすると、あるときはでかい農家になって、あるときは小さい農家。ところが、三百年、四百年すると、不思議なんです、その農家全体も平均化しているんです。つまり、どういうことかという、労働力とかそんなことを考えるといろいろあるけれども、農村全体として生き残っていて、そのとき大きいか、小さいかというのはそんなに大事じゃないということ。ですから、そういった日本の農村の持っている独特の事情というのを勘案して農業政策はやらなければいけないんじゃないかと私は思っております。

そういう点では、後から集落営農というのを入れて、二十ヘクタール以上の集落営農で一元経営とかいうのを入れ込みましたけれども、主と従を余り分けずに、両方大きな柱と

してやっていった方が、おこがましいですけれども、余計なことかもしれませんが、うまくいくのじゃないかという気がしております。

○荒井委員 もう一つ、私、北海道ですから、政府案の認定農業者の場合の経営規模要件を北海道十ヘクタール、都道府県四ヘクタール、こうなっているんですね。これは、経済的な自立あるいは経済的なそういう認定農家を育てるんだという意味だと、なぜ都道府県と北海道と差別するのか、ここはちょっと合点がいかないというふうに思うんですけれども、仲野議員、北海道選出の議員として、民主党としてどうお考えですか。その後、農林大臣、お答えください。

○仲野議員 ただいま荒井委員の、対象農家についての絞り込みを懸念する、対象農家についての御質問にお答えをさせていただきます。

ただいま篠原議員がお答えしたことに尽きるのでありますけれども、これまで農水省は専門的農家を育成する方針をとってまいりましたが、専門農家は一向にふえず、むしろ逆の結果となっております。こうしたことから、農家に着目した政策は実を上げにくいのではないのかと考えられるわけであります。

農村はそういった意味で柔軟な構造を持っておりまして、第二種兼業農家の息子が専門農家だったり、あるいはまた専門農家が兼業農家になったり、その時期に応じて構成が大変異なっているわけであります。その要因となるのは、結局、農業を続けることへの展望があるかないかが重要になってくると思っております。大規模農家は、育成するのではなくて、生産者が抱く農業の将来性への不安を打ち消していけば、結果として生まれてくるものと考えております。

先ほど来からお話が出ているように、今、農業に対して希望と夢を持って携わっていくということがだんだん薄れていっている状況にあります。もしかしたら今世紀は、食料受難の時期を迎えるのではないかというぐらい深刻になってきているという研究者方のレポートなどもいろいろと昨今書かれているわけであります。

そこで、民主党はすべての販売農家を対象に生産面積に応じた直接支払いをまず行い、その中から徐々に大規模農家が生まれるように誘導していく方針をとってまいり決意でございます。

○中川国務大臣 北海道は国土の二二%を占めて、そして農地も当然、一戸当たりが大きいわけであります。御承知のように、北海道のカロリーベースの自給率は二二〇%というふうに承知しておりますが、金額ベースでいうと一八〇%、つまり、二二〇生産しているんだけれども売り上げは一八〇しかない。つまり、やはり平均に比べて付加価値が低いというのが北海道の実態である。つまり、これは卵と鶏の関係かもしれませんが、規模拡大をしてやっていかないとその地域の他産業並みの所得を確保することができないと

いう現実があるわけであります。

一方、北海道も広うございますからいろいろな地域がありますけれども、私のところなんかは、農家戸数は減っておりますけれども、農地が足りない、もっと規模拡大したい、畑作と酪農、畜産が中心でありますけれども、そういう地域もあるわけがございます。

そういう意味で、その可能性のある北海道においては展望がないのではなくて、今仲野委員も御指摘ありましたように、もっと大規模化できるんだと民主党さんも言っているわけありますから、そういうインセンティブを生かす意味でも、また現状においても、北海道以外の地域と比べて厳し過ぎるというような実態はございませんし、逆に、本州並みの四ヘクタールぐらいではなかなか経営自体が厳しいという二つの側面があるわけがございますから、規模拡大あるいはまたいい経営を目指す、これは北海道に限らず全国一律、この法案の目的でもございます。

そういう観点から、北海道において十ヘクタールということスタートにして、大いにさらにはいい経営、規模拡大を目指してやっていくような方向性を目指していきたいというふうに考えております。

○荒井委員 私は、やはりそれは納得できないんですね。何で北海道と本州と、そういう四ヘクタール、十ヘクタールという形で差別をするのか。このあたりについては、またゆっくり機会がありましたら議論したいと思います。

時間がなくなりましたので、米政策について少し議論させてください。

私は農林省に四十五年の年に入ったんですけれども、四十五年のときからお米が余り出しました。先ほど二田先生もおっしゃっていましたが、この間の農業政策の中心というのは、どうやって米の過剰から脱するか、そういう政策をずっとやってきたということだろうと思います。

そこで、政府は昨年十月に決定しました経営所得安定対策大綱において、十九年度からは品目横断的経営安定対策を導入するということにしており、表裏一体の関係として米の生産調整についても支援措置を講ずることとしておりますけれども、私は、この対策では米の生産調整が本当にきちんとできるのかどうか、極めて疑問に感じています。

まず、政府は品目横断的経営安定対策の対象を絞り込むこととしており、私の地元は先ほど言ったように十ヘクタールの経営規模が要件ということでもありますけれども、北海道においてもその十ヘクタールに満たない農業者など、十九年度以降の品目横断的経営安定対策の対象とならない農業者がたくさん出てくるのではないかと考えられます。

これらの対象とならない農業者に対して、米の需給調整の支援策が講じられないとすれば、今まで生産調整に協力していた農業者が協力しなくなり、生産調整がうまくいかなくなるということになるのではないかとというふうに思います。この点、政府はどうお考えで

しょうか。

○岡島政府参考人 お答え申し上げます。

米につきましては、平成二十二年度における米づくりの本来あるべき姿の実現を目指して、需要に即応した米づくりの推進を図るため、需給調整対策、流通制度改革など、各般の施策に取り組んでいるところでございます。

委員御指摘の十九年度からの米の需給調整に対する支援策につきましては、担い手を対象とする品目横断的経営安定対策が導入されることなどを踏まえまして、大きくは三つの点について見直しを行うこととしております。

まず一点目でございますけれども、需給調整メリットとしての米価下落による影響緩和対策でございます。現行の稲作所得基盤確保対策及び担い手経営安定対策に関しましては、担い手を対象とする対策につきましては、品目横断的経営安定対策へ移行するとともに、担い手以外の方々につきましては、米の需要に応じた生産を誘導するため、当面の措置といたしまして、産地づくり対策のメニューの一つとして米価下落の影響を緩和するための対策を行えるよう措置することといたしております。二点目といたしましては、産地づくり対策につきましては、現行対策の実施状況などを踏まえた見直しを行うこととしております。それから、三点目の集荷円滑化対策につきましては、その実効性を確保し、実施することといたしております。

こうしたことによりまして、生産調整の実効性を確保するため、品目横断的経営安定対策の対象とならない農業者であっても、生産調整の実施に着目した対策を講ずることとしていただいております。

○荒井委員 そういう対策で本当にうまくいくのかどうか、これから注目をしていきたいと思うんです。

十九年度以降も、担い手以外の生産調整実施者も対象とした支援措置を講じるということでもあります。経営所得安定対策大綱では、米の需給調整について、水田における品目横断的経営安定対策の導入ともあわせて、十九年産から農業者、農業団体の主体的な需給調整システムへ移行するということを目指すとされたわけでもありますけれども、本当にそれで十分かなという感じはします。しかし、それでも、生産現場では、結局、国が生産調整への関与を、極めて消極的なあるいはやめるというふうにとるんじゃないだろうか。そういうことでは、本当に、さっきからずっと言っているんですけども、今の話でうまくいくのかなと思うわけですけども、そこを重ねてどうぞお願いします。

○岡島政府参考人 お答え申し上げます。

十九年産からの移行を目指す新たな需給調整システムは、農業者、農業者団体が地域の販売戦略に基づき、主体的に需要に応じた生産に取り組むことにより、米づくりの本来あ

るべき姿の実現を図るものでございます。

具体的には、これまで国を初め行政による生産目標数量の配分を行ってございましたけれども、新たなシステムにおきましては、国、都道府県、市町村のそれぞれが提供する需要量に関する情報や市場シグナルに基づいて、J Aなどの生産調整方針作成者が生産目標数量をみずから決定するとともに、傘下の農業者へ配分するという、J A、市町村などを構成員とする地域協議会が、配分の一般的なルールの設定などにより、生産調整方針作成者による主体的な需給調整を支援し、地域全体の調整機関としての役割を果たすということを考えております。

このような新たなシステムにおきましては、農業者、農業者団体の主体的な取り組みに対して、国が生産調整への関与をやめるのではなくて、国を初めとする行政が各段階で支援を行うことにより、需給調整の円滑な推進を図るものと考えております。

○荒井委員 そうすると、今まで需給調整というのは、市町村とか都道府県というのが非常に大きな役割をしてきたと思うんですけども、そここのところの関係はどうなるのか。特に、市町村、一番現場でよく知っている市町村の役割というものが見えなくなるんじゃないだろうかと思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

○岡島政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、地方公共団体の役割、非常に大きなものがあると思います。そうした中で、新たな需給調整システムにおきましては、国、都道府県、市町村のそれぞれが需要量に関する情報の提供を行う。

地方公共団体におかれましては、それぞれの段階において、農業者団体などとともに構成する協議会への参画などを通じまして、地域農業の振興の観点から、地域ごとの創意工夫を生かして作成される水田農業ビジョンに即して、需要に応じた産地の育成などを進めるために必要な助言、指導、その他の支援を行うこと。

国につきましては、地域水田農業ビジョンの実現が図られるよう、構造政策、経営政策及び生産政策を総合的かつ有機的に連携を図りつつ実施することとしております。

○荒井委員 民主党は全く別な形での需給調整ということを考えておられるわけですが、今の政府の方針あるいは民主党の考えているものと、そういうものについて、どのような考え方をお持ちなのか、ちょっと御説明ください。

○篠原議員 米の過剰というのは、先ほど二田委員が一番最初に御指摘になりましたように大問題だろうと思います。しかし、やりようがあるということです。まずは市場原理に基づくというのが一番なんだろうけれども、そこに直接支払いがかかわるということで解決できるんじゃないかと思えます。

例で言いますと、もう既に転作奨励補助金というのでやりましたけれども、先ほども言いましたように、捨てづくりとかいうので余り生産する方に身が入らなかった。それを逆転して、生産するんだという方に重点を置く。それからその後、二〇〇一年から、食料・農業・農村基本計画ができて、麦、大豆、飼料作物について相当生産をふやそうということで、転作奨励補助金と同じような形ですけれども、相当お金が出たわけで、十アール当たりでいいますと六万から七万出たわけです。そうすると、十年後の計画を二年ぐらいでもう達成してしまったわけです。つまり、奨励補助金がちゃんとあって採算が合えば、同じように、農家はつくる余力がある、つくりたいという気持ちを持っている。

私もあちこち農村を回りましたけれども、麦について問いただきました。そのころまだ農林水産省におりましたので、篠原さんと電話が相当かかってきました。何回目かだけれども、また農林水産省は麦をつくれと奨励し始めた、しかし、二、三年するともう要らないと言う、今度は本当だろうなど。私は答えに困りましたけれども、今度こそ本当だと思うと答えました。

二度目の食料・農業・農村基本計画を見ますと、今八十三万トンぐらいつくっている、この数字は正確かどうかわかりませんが、私の記憶だと、今度の計画では八十七万トンぐらいしか、三、四万トンしかふやさない。大豆も二十三、四万トンなのに、十年後二十七万トンぐらいにしかふやさない。どうも意欲に欠けるんじゃないかと思います。それを、ちゃんと国が、倍にふやすんだ、あるいは三倍にふやすんだ、四倍にふやすんだということをきちんと行って、そちらの方に誘導すれば、生産サイドは幾らでもついてくるんじゃないかと思います。

そして、米も、我々は直接支払いの対象にしています、生産条件が違いますから。しかし、直接支払いの対象にするわけですが、先ほどの規模加算、品質加算の説明に関連するわけですが、自給的な農家、例えば三十アール未満の農家にもう出さないというような形、それから直接支払いの金額を、単価を少なくしてということによって、幾らでもいろいろなことが解消できるんじゃないか。

それから、これは二田委員から御指摘を受けましたけれども、我々は、逆に、今まで転作というのはみんな通達ベースでやっていたけれども、国、県、市町村がきちんと生産目標をつくって、それほどがっちり、きちぎちやるということではないですけれども、ちょうどうまく調整できるような形にしていっていいんじゃないかと思っております。

○荒井委員 先ほど、私、自給率向上の話をしたんですけれども、自給率向上の話とこの米の生産調整の話というのはある意味で裏表なんです。

自給率が下がっているというのは、植えるものがないということなんだと思うんです。ただ、植える場所はある。片一方で、お米のように黙っておくとどんどんどんどんふえてしまう、それで過剰対策をしなければならない。

そこで、どういう政策を打ったら、ちゃんと植えるものとそれから余るものとの調整がしっかりできるのかということをおは政策の柱として考えるべきだと思ふんです。どうもそこを、おは、農林省はずっと間違えてきたんじゃないか、米の政策と自給率の政策というのを、ある意味では別々の対策として打ってきたところがあるんじゃないだろうか。

自給率を向上させるための場はあるんですね、水田という場は。そこで、どうやって、今足りないものをもっと植えていくような、あるいはそこに栽培していくようなシステムをつくれるのかということに尽きるんだと思ふんですけれども、そこを、民主党は、直接支払いというある種の新しい手法を導入して、そこに大胆に切り込んでいくという手法を提示したんだと思ふんです。しかし、残念ながら、農林省の方は、まだまだそこを、新しい大胆な手法というところまで踏み込めていないような気がしております。

このあたり、中川農林大臣、もう何年農林大臣をやられたでしょうか、二回目ですし、いろいろな知識も、あるいは政府の中での発言力も強いわけですので、大胆な展開ということをおぜひ期待しております。

ところで、今度の政府案では、おは、農村政策をずっとやってきましたから、農村政策という意味では非常に関心もあります。その関心の面からいけば、農村という地域を支えてきたのは、零細農業とか兼業農家、そういうものも含めた農村全体、農家全体ですよ。今度の政策では、零細農家とか兼業農家が脱落して、集落の社会的な機能というものが損なわれていくことになりはしないだろうか。特に、地域農業の基盤となる農業用水とか、環境の保全管理機能というものが放棄されるんじゃないだろうかというおそれを持っております。これは、食料の供給というものを不安定にするばかりでなくて、農業とか農村の持っている多面的な機能といったようなものまで失われてしまうんじゃないだろうか。

民主党の提出している法案では、このあたりを直接支払いということで、そういう農家を分けないということである種の整合性を保つことをやっておられると思ふんですけれども、農林省の今度の政策はそこをどういうふうに切り抜こうとされているのか。これはいかがでしょうか、農林大臣。

○中川国務大臣 荒井委員は、本当に、私が当選以来、ずっと農村政策等々、大変プロとしてやってこられて、ある意味では私の家庭教師みたいな方でしたけれども、御指摘のように、いわゆる農業、農村の果たす多面的機能、先ほどからいろいろ議論が出ておりますけれども、農村そのもの、住んでいる方たちにとっての地元である農村、あるいはまた都市の皆さん方における農村のすばらしさというもの、両面からも、また生産基盤としての農村という観点からも、やはりこれは荒廃させたり消滅させたりすることはもうできないわけでございます。

そういう中で、例えば水でいいますと、約九百億トンのうち六百億トン近くが農業用水

として使われているということから、水一つをとっても極めて重要であるわけでありまして、水がなければ農地の保全もできない、農業活動ももちろんできないわけであります。

十六年度に実施した意向調査のデータがございますけれども、将来にわたって、水、農地の資源を管理維持していくことが難しくなる、高齢化、混住化等々によって今後難しくなると八割の方が不安を持っていらっしゃる。また、農業者以外の方と連携協力してやっていかなければならないという考えを持っている方が九割いらっしゃるわけがございます。

この制度は、やはり地域によっていろいろとまたオーダーメイドといいましょうか、個々の地域によっても違うわけがございますから、御承知のように、今、六百地域でモデル的な活動で、特に今回の政策の農地・水・環境保全向上対策という観点から、いろいろな施策をモデル的に試験的にやっているわけがございますけれども、それを前提にして、十九年度からの導入の中で、地域に合った形での農村政策等々をきちっとやっていきたいというふうに考えております。

○荒井委員 この農村政策の側面から、民主党のどなたか、コメントありますか。

○山田議員 農村における集落、その中での農地の利水等々については、前回も荒井委員がこの委員会で質問しておりましたが、利水については大変大事なことであって、私ども民主党の案でも、集落に対して直接支払いをすることにより、いわゆる水路の補修、あるいは畦畔、あるいは大事な農業用道路等についての集落での補修等々についても直接支払いを実施する予定であります。

また、これは実際に、今は離島の漁村集落に対して、自主的に海の清掃とか、あるいは種苗の放流まで取り組ませておりますが、そういう意味での自主的な取り組み、それも考慮した農村の整備振興、そういった面も民主党ではこの法案において明らかにしているところ です。

○荒井委員 集落の、あるいは農村のそういう地域資源を守っている団体として、土地改良区という団体がありますよね。その土地改良区というのは、農家を中心とする、農家が参加する組織なわけですがけれども、その農家がどんどん脱落をしていく、そして今農林省自体が認定農家という形で農家自体を、差別と言ったらおかしいですけども、ある種の選別をしていく。私は、地域資源を守るという意味では、むしろ農家だけじゃなくて、そこに住んでいる人も含めたような団体にしていかない限り、農村の水だとかあるいは土地だとかというものをしっかり資源管理していくことはできないと思うんです。

そういう意味では、私は、今、農林省がやろうとしているこの認定農家に政策を集中させていく、この地域資源をどうやって守っていくのかということについてはまだ見えないところがあるんですけども、今の農林省の向かっている方向というのは非常に大丈夫かなという感じを持っております。

ところで、この地域資源を守る、あるいは集落をしっかり支えていこう、これは一つ一つがエレメントですから、そこをしっかり守っていこうというのは行政の基本だと思うんですけども、これは今のところ、この集落が幾つか集まったものは町村になりますから、町村がどういう形でこの集落の環境なり資源の管理というものとかかわっていくのかということが極めて大事なポイントになるわけでありますね。ところが、最近の町村財政というのは極めて厳しくなっています。どこもかしこも国以上に実際には使う。国は国債をどんどん出して何とかできるという観点があるんですけども、地方はもうその余地もなくなっている。

したがって、地方の町村が能力的にできなくなっているということについて、その対策なり、あるいはそれに対する考え方というものをどういうふうに整理していくのかということも極めて大事だと思うんですけども、そこは農林大臣、いかがでしょうか。

○中川国務大臣 農業用水あるいは農村の資源を守っていくということは、最終的にはその食料政策、国土政策等々からいって国でございましてけれども、最も身近な集落単位でやっていくということも、ある意味では一義的に極めて大事でございまして、その役割というものは、今後もしささかも損なわれるものではないというふうに理解しております。

○荒井委員 せっかくだから、民主党の考え方も聞かせていただけますか。

○山田議員 民主党では、今度の法案での財源ですけども、一兆円の直接支払いということにいたしました。そのうち、国の予算から五千億、そして地域、地方、今荒井委員が御指摘のように、非常に財政困難な状況で各市町村疲弊しているわけですが、十八兆円の直接交付金というのを民主党では予定しておりますので、その中から、その地域に応じた、地域の振興に最も役立つようなものから、集落に対する利水とか資源の活用等々に対する直接支払い、そういった形で、資源の活用にも十分配慮した方向で法案を準備いたしました。

○荒井委員 だんだん、時間がなくなりましたので、私の関心があるもう一つ二つ、質問させていただきます。

一つは、バイオマスです。筒井さんがバイオマスの専門家なんですけれども、先ほどバイオマスについて御質問をしておりましたけれども、中川農林大臣は経産大臣もされておまして、バイオマスについて非常に見識も深いと思うんですね。私は、大臣のときにバイオマスに関するしっかりとした農政の中での位置づけというものをすべきだと思うんです。

現にアメリカは、ブッシュ大統領は、あれだけ石油の好きなブッシュさんですけども、中近東からの輸入の約七五%をバイオマスに置きかえるんだということを演説されている。

あるいは、ブラジルだとかドイツだとかというのは、政策的にバイオマスをエネルギーの総消費量の何%にするというような法律もつくって、バイオマスの振興というのをやっております。

日本も、これは経産省になるのかもしれませんが、農林省が必死になって努力をしてバイオマスの振興策というのを経産省と一緒にやるといえることがなければ、私はバイオマスの普及というのではないと思うんですね。技術的には、まだまだいろいろな越えなければならないハードルというものはあるんだと思うんですけれども、要は、民主党が出したように、バイオマスというのを法律の中にしっかり位置づけて国民にそのところを訴えていく、そういう姿勢というものが農林省の中の政策に少し弱いんじゃないかというふうに私は思うんですけれども、農林大臣、いかがですか。

○中川国務大臣 法案には直接ございませんけれども、私、それから農林水産省を含めて、今積極的に取り組んでいるところでございます。

バイオマスといいますが、例えば肥料とかえさ、あるいはまたエネルギー等々を、さっき農林三号の話が出ましたけれども、木質系あるいは食物残渣、あるいはまたいわゆる資源作物からやっていくということで、御承知のとおり、宮古島、伊江島、それから私の地元でも、C4作物を中心に、あるいは小麦の規格外を中心に今実験をしているところでございます。

御指摘のとおり、ブッシュ大統領は一般教書で脱石油ということをはっきり言っておりますし、あの資源大国のブラジル、オーストラリアでも目標値を立ててやっているわけがあります。まして、化石燃料に過度に依存している日本が再生可能エネルギーを利用しないということは、ある意味では、エネルギーのポートフォリオ上からいっても、また環境政策あるいはまた農業政策からいっても、これはもう遅まきながら必死になってやっとなければならない。

この前の総合エネルギー戦略におきましても、また、昨日の食料・農業・農村、政府の会議におきましても、この位置づけを急速にやって、五年後にはE3ベースでガソリンの約三分の一を生産していこう、原油換算で五十万キロリットルを生産していこうと、かなり厳しい計画になりますけれども、今ハイピッチで、農林水産省、環境省、経済産業省共同で、そして政府全体挙げてやっていきたいと思っておりますので、御支援をよろしく願いいたします。

○荒井委員 民主党の方に聞きますけれども、こういう農業政策の基本的な政策の中にバイオマスというのが突然ぼんと出てきて、これはある意味ではちょっと唐突な感もするんですけども、しかし、バイオマスというものを世の中に広めていく、認知してもらう、この意味としては私は非常に意味のあるものだというふうに思うんです。

そのあたり、突然この種の直接支払いの政策の中にバイオマスがぼんと出てきた、直接

支払いの考え方とバイオマスとの間に何かしらの関連性というものを整理されたんでしょうか。そこをちょっとお聞かせください。

○山田議員 バイオマスについての重要性というのは、民主党は、筒井さんとか、午前中菅さんもそういうお話をしておられましたように、大変大事にしてきておったわけです。今回、米の生産調整を廃止する。その中で、先ほど何回も説明しておりますから、過剰な生産というのはできるだけ誘導的に、あるいは生産目標を立ててやっていくので抑えられるとは思っておりますけれども、それでも一時的な過剰になった場合にそれを棚上げ備蓄、今政府がやっているのは回転備蓄で、倉庫料とかそういったものがかなりかかっておりますが、棚上げ備蓄にして市場に出さない。それで、棚上げ備蓄した米等については、いわゆるバイオマス利用によってエネルギーに転換するとか、そういった方向を計画的にやっていくことができる。

そういう意味で、バイオマスは突然出てきたかのように見えますけれども、いわゆる主要食糧の直接支払いあるいは生産調整等々に基づいての備蓄利用におけるいわゆるバイオマス展開というか、そういう関連性を持っているもの、そう考えております。

○荒井委員 中川農林大臣、バイオマスがいろいろな周辺産業、新しい技術、そういうものも生んでいくんだろうというふうに思うんですね。

特に、税制面、例えばガソリン税をバイオマスにかけるのかどうかということも含めた極めて幅の広い制度の改革というのがバイオマスの普及にはかかっているんだと思うんですね。

そこで、農林省だけではなかなかできないんだと思うんですけれども、経産省や財務省、あるいはガソリン税の話ですと国土交通省とかですが、関係する省庁とこのバイオマスの普及についてしっかりとした議論をしていって、農業政策の中にそれをしっかり位置づけていく。そのための必要な制度を農水省が中心になって、特に中川農林大臣は経産大臣もされたわけですので、ぜひバイオマスを進めていただきたい。京都議定書などで炭酸ガスの削減が大きな政策課題になっているわけですので、ぜひこれを国の大きな政策の柱として進めていただきたいというふうに思います。

大臣の答弁を、決意を聞かせてください。

○中川国務大臣 全く御指摘のとおりであります。

実は、いわゆる輸送用のバイオマスエネルギーということになりますと、あのブラジルですらガソリンの価格とのバランスでE100にしたり、一〇〇%サトウキビにしたり二五%にしたり、こういうふうにポートフォリオを常に変えておりますから、そういう意味で、御指摘のように、税制、補助金、あるいはまた、どういうふうに使っていったらいいのか、地域省エネルギーとして使っていったらいいのか、全国的にガソリンの中にまぜて

いったらいいのか等々も含めて、まだ実験あるいはまた一部の地域で実験的に実用化しているという段階でございますけれども、その辺のシナリオは、もうきちっとしたものをつくっていかねばいけないのではないかというふうな認識を持っております。

○荒井委員 時間がなくなりましたので急ぎますけれども、最後に、輸入食品の安全確保についてちょっと聞かせてください。

米国産牛肉の輸入問題で、国会でも盛んに議論されておりますが、私たちの考え方というのは、山田議員や山岡議員からもたびたび表明をされているところでありますけれども、政府の食品の安全確保の取り組みというのは、厚生労働省の食品衛生法に基づいて水際で監視を行うという考え方でありまして、いっそのことというか、私たちがよく主張しております、専門家をそれぞれの国に派遣して常駐させて、そこで監視をしていくという体制に踏み切ってもいいのではないかと、そういう時期ではないかと、そんなふうに思います。

また、各国の、日本からの食料品の輸出、これは余り例がないんだと思うんですけども、水産物の輸出などには、当該輸入国から検査官が来てその産地をしっかりと調査していくということを時々やっていますよね。それぞれの国の法律に基づいてやっているわけですが、そういう体制を、この食品輸入大国である日本がそろそろそういうものにしっかりと取り組むべきときに来ているのではないかと、そういうふうに思います。

役人の数が余っているから減らせみたいなのが片方であるんですけども、しかし、行政需要は、別なところで物すごい行政需要が生じているのに、そのところには目をつむってというように私には見えて仕方がないんですけども、ここは、大臣、いかがでしょうか。

○中川国務大臣 食品の安全、安心という観点から、この前のあの米国産牛肉については、成田で、動物検疫でストップしたわけでありまして。おかげさまで、今御指摘のような状況の中で、この検疫業務に従事する職員の数もふえているわけでございますし、また、この前の、十二月十二日の再開の後のときのように現地に行くということもやっておりますので、そういう意味で、必要があれば積極的にこれはやっていく必要があるというふうに考えております。

○荒井委員 一九八七年だったのでしょうか、当時、竹下登総理大臣が、米の生産調整に絡んで国際会議に出席をすることになりました。たしかマニラだったと思います。そのときに、国際的に日本の米政策を納得してもらおうということで、私やあるいは篠原さんが一生懸命資料をつくりました。どういう資料をつくったかという、農業の多面的効果、ちょうど私はそのとき、日本の水田が国土保全に資している、ダムに換算するとどのぐらいなのかという計算をした覚えがあります。

まだそのころは、多面的な効能というものについては違和感を感じずの方々がたくさんおられました。農業、農村というのは、あるいは農業という産業は、もっと経済的な側面で純粹に考えるべきだという議論の方が多かったかと思います。そういう中で、多面的な機能の話、効能の話というのは違和感を覚えたのかもしれない。

しかし、ここに来て、多面的な機能とかあるいは直接支払い、そのころ、私も篠原さんも、直接支払い、スイスの傾斜地帯農業の直接支払い、ドイツの環境保全に対する直接支払いというようなものを随分勉強した覚えがあります。そういう意味では、日本の農業政策、ここへ来て、こういうことをこの委員会でしっかり議論するような、あるいはそういう関係の法案が出てきたということ自体物すごいことだというふうに私は思います。

国民的な理解を得る努力はまだまだ必要だと思うんですけども、ぜひ、政府・与党と民主党で競い合いながら、国民にしっかりとした農業政策を訴えていく、そういう基盤をつくるようお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

稲葉委員長 午後一時二十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。